

子どもの電子メディア憲章

Children's Charter on Electronic Media

(第2回「テレビと子ども」世界サミット、ロンドン、1998年3月13日)

子どもの電子メディア憲章前文

- ・ 私たち、サミットの若い参加者は私たちをここに招き、世界中の子どものテレビについて私たちの意見を表明する機会を与えてくれたサミットに感謝する。
- ・ 私たちは世界中の、あらゆる年代の子どもたちを代表している。
- ・ 私たちは私たちの意見があまり尊重されていないと感じている。私たちは私たちが何を望んでいるか、何が必要なかを尋ねられることがない。
- ・ 子どもたちのためにつくられている多くの番組が子どもたちを見下している。
- ・ 一部の番組はあまりにも多くの暴力のための暴力を含んでいる。私たちはアクションが大好きだが、それは必ずしも暴力的でなくてもいい。私たちはテレビが問題解決の答えとして暴力を奨励することを望まない。
- ・ 一部の番組は子どもを搾取している。子どもに玩具や他の製品を売ったりするだけのためにつくられている。
- ・ 私たちはすべての子どもがテレビで自分と同じような子どもを見ることができると望む。どうしてテレビに出る子どもはめがねをかけてはいけないのか。どうして太ってはいけないのか。世界中の多くの子どもたちは、自分たちが使っている言語で話す人々をテレビで見ることが出来ない。アメリカからの番組しか見られないこともある。
- ・ このような状況を変えるために、私たちは子どものためのこの憲章を書いた。

子どもの電子メディア憲章

- 1 テレビやラジオについて子どもたちが述べる意見は、尊重されなければならない。
- 2 子どもたちのための番組制作においては子どもの意見を聞き、子どもを関与させなくてはならない。
- 3 子ども番組には音楽、スポーツ、ドラマ、ドキュメンタリー、ニュース、コメディなどが含まれなければならない。
- 4 子どもたちには海外からの番組だけでなく自国で制作した番組がなければならない。
- 5 子ども番組は面白く、楽しむことができ、教育的で、相互交流できるもので、身体的発達、精神的発達を促すものでなくてはならない。

- 6 子ども番組は正直で現実的でなければならない。子どもは世界で何が起きているかについて真実を知る必要がある。
- 7 どの年代の子どもにもその年齢にあった番組が必要であり、その番組は子どもが視聴できる時間に放送されなければならない。
- 8 子どもの番組はドラッグやたばこやアルコールに対して否定的でなければならない。
- 9 子どもは番組放送中、コマーシャルなしに番組を見ることが出来なければいけない。
- 10 子どものテレビには子どもを尊重する、見下したりすることのない司会者が起用されなければならない。
- 11 暴力のための暴力、問題解決のための暴力が奨励されてはならない。
- 12 テレビ制作者は視聴障害や聴覚障害を持つ子どもを含め、すべての子どもが子どものための番組を見たり聞いたり出来ることを確認しなければならない。番組はそれを見ている子どもの国の言語に翻訳されなければならない。
- 13 すべての子どもは自分の言語や文化をテレビで見たり、聞いたりできなければならない。
- 14 すべての子どもはテレビで平等に扱われなければならない。これは年齢、人種、障害を持つ者、持たない者、そしてすべての身体的外見を含む。
- 15 どの放送組織も子ども番組やテレビに関する問題、権利について助言する子どもたちを持たなくてはならない。

(訳責：FCT市民のメディア・フォーラム)

— 『fctGAZETTE』 No. 66 (1998年11月) 掲載 —